

税を考える週間

11月11日(金)から同17日(木)まで

11月11日(金)から同17日(木)までは、「税を考える週間」。これは、税のしくみや目的などを皆さんに正しく理解してもらおうと設けられているものです。そこで今号では、「税のゆくえ」個人住民税の特別徴収制度についてお知らせします。

詳しいことは、本庁・市民税課 市民税係 ☎ 11111 内線 1143 へお尋ねください。



税のゆくえ ～社会にいきる税～

国や地方公共団体は、私たち国民が豊かで安定した生活ができるように、いろいろな活動を行っています。

このような中、私たちが納めた税金は、この活動の財源として、教育や警察・消防、ごみの処理、医療など身近なところで使われています。

いるほか(下表参照)、社会福祉の充実、住宅や道路の整備などにもいかされています。

このように、税金は私たちにとって共同生活を維持するためのいわば「会費」であり、皆さんの正しい申告と納税によって支えられているのです。

「個人住民税の特別徴収制度」をご存じですか？

県と県内の市町村では、平成25年度までに個人住民税の特別徴収義務者への完全指定を目ざしています。

●「個人住民税の特別徴収制度」って何？

個人住民税の特別徴収制度とは、給与支払者(事業者)が所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、市へ納税するという制度です。

●対象となる事業者は？

地方税法では、所得税を源泉徴収している事業者(従業員が常時3人以上)は、原則としてすべて特別徴収義務者となり、パートやアルバイトを含むすべての従業員から個人住民税を特別徴収しなければならないとなっています。

●制度のしくみ

税額の計算は給与支払報告書などに基づいて市が行い、5月に「特別徴収税額決定通知書」を送付しますので、その税額を毎月の給与から天引きし、翌月の10日までに金融機関を通じて納めていただきます。また、従業員が10人未満の事業

者は、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります(納期の特例の承認)。

●従業員の皆さんにとってのメリットは？

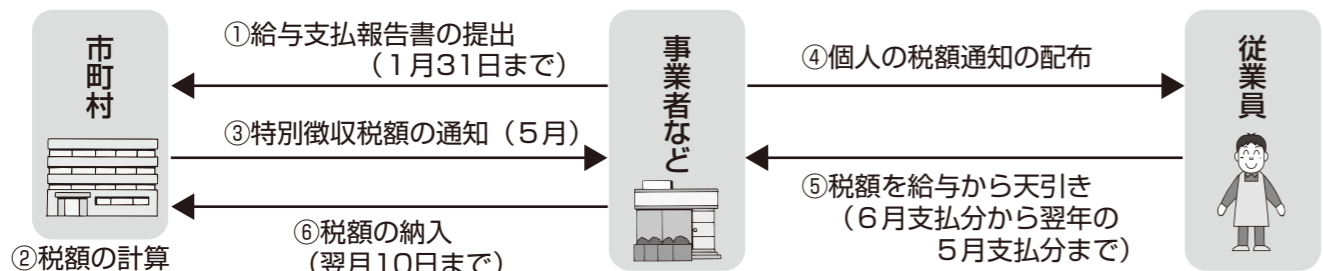
特別徴収を行っていただくことで、従業員の皆さんにとっては納税に出向いたり、口座の残高を確認したりする手間が省けます。また、普通徴収(納付書や口座振替による納付)の納期が年9回であるのに対し、特別徴収は年12回なので、1回あたりの納税の負担が少なくて済みます。

●特別徴収への切り替え手続きは？

特別徴収へ切り替える事業者は、毎年1月31日までに本庁・市民税課へ提出する給与支払報告書の総括表に、朱書きで「特別徴収へ切り替え」と記入して提出してください。

また、年の途中で法人を設立した場合や個人で事業を開始したことなどにより、新たに特別徴収義務者となった場合は、「市・県民税特別徴収依頼届出書」を提出してください。

◆特別徴収制度のイメージ



税のゆくえ ～身近な財政支出(国と地方公共団体の負担額の合計額)～

■公立学校の児童・生徒1人当たりの年間教育額(平成20年度) ・小学生 82万7,000円 ・中学生 95万7,000円 ・高校生(全日制) 91万8,000円	■私たちの生活や安全を守るための警察・消防費(平成21年度) ・ 5兆1,399億円 ※国民1人当たり約4万310円
■市町村のごみ処理費用(平成21年度) ・ 2兆803億円 ※国民1人当たり約1万6,315円	■国民医療費の公費負担額(平成20年度) ・ 12兆9,053億円 ※国民1人当たり約10万1,060円

税情報

租税教室

天草税務署では、各地区や各種団体、給与所得者や児童・生徒などを対象に、「租税教室」を開いています。希望する内容や日程にあわせて、税務署の職員または税理士が講師としてうかがいますので、お気軽にお申し込みください(夜間の実施でも可能です)。

※希望する場合は、天草税務署 ☎ 2510 へご連絡ください。

年末調整説明会

12月は、給与などにかかる源泉所得税の年末調整の月です。毎月の給与などから源泉徴収された所得税の1年間の合計額と、その年の給与総額に対する年税額とは一致しないのが普通です。

このため、源泉所得税額の過不足分を精算する必要があります。この手続きを「年末調整」と呼んでいます。大部分の給与所得者は、年末調整によりその年の納税を完了することになりますので、年末調整が正しく行われるためには、勤務先に扶養親族や保険料などの申告を正しく行うことが大切です。

天草税務署では、次の日程で年末調整説明会を開きます。

▼日程 11月17日(金)午後2時～同4時、牛深総合センター。11月18日(土)午前10時～正午と午後2時～同4時、天草市民センター。

※詳細は天草税務署 ☎ 2510 へお尋ねください。

「税を考える週間」記念講演会

天草地区税務協力団体長連絡協議会では、「税を考える週間」にあわせて記念講演会を開催します。当日は講演会に合わせて、中学生や高校生から募集した税に関する作文の入賞者の表彰・発表も実施します。入場は無料です。ぜひご来場ください。

▼とき 11月15日(土)午後1時30分～同3時30分。

▼ところ 天草信用金庫本店・5階ホール(太田町)。

▼演題 Ⅱ「節税のポイント」。

▼講師 林秀喜氏(天草税務署・統括国税調査官)。

※詳細は(社)天草法人会事務局 ☎ 4339 へお尋ねください。